

滋賀県環境影響評価審査会概要

1. 日時 平成24年3月28日（水） 14:15～16:15
 2. 場所 草津市立市民交流プラザ大会議室
 3. 議題 (仮称)南草津プリムタウン土地区画整理事業に係る環境影響評価実施計画書について
 4. 出席委員 占部会長、諏訪副会長、遊磨委員、藤本委員、樋口委員、浅見委員、定森委員、山崎委員、和田委員、奥村委員
 5. 内容 当該事業の実施計画書についての説明および質疑応答
-

議事概要

[事業者から事業概要の説明]

(委員) ただいまの事業計画についてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(委員) ここは、小学校の学区としてはどうなるのですか。

(事業者) 老上学区です。

(委員) 1工区、2工区、3工区と分けられているのですが、それは、図ではどこに説明があるのですか。

(事業者) 14 ページに、工区割で色を分けています。「資材搬入路」と書いているところが片原の交差点につながっていきます。先に南笠町内の防災道路を設置していくということで、町内からも要望をいただいておりますので、第1工区を真ん中にしております。

行政からは、この第1工区に加えて、大江霊仙寺線について第1工区で施工する検討をしてみてもどうかということをご指導いただいている状況です。

(委員) 埋蔵文化財調査は4カ年計画で挙げられているのですが、この期間は、その担当行政と相談した結果なのですか。

(事業者) 埋蔵文化財につきましては、今後の調整が必要でして、平成24年度から随時協議することになっています。これは、いわゆる経験値でございまして、多少変動はあろうかと思っています。

(委員) 例えば、もしかなり良いものが出てきた場合には、協議をされて、1年のところをもう少し延長するなど、そういう可能性はあるのですか。

(事業者) 今後、その重要性や貴重性を判断していただいて、若干の延期の可能性はあろうかと思っております。このスケジュールにつきましては、近隣で区画整理事業を行いました実績等もございました

ので、それを勘案して記載した次第です。

(委員) 道路計画について、8 ページの大江霊仙寺線の標準断面はかなり詳細に描かれているのですが、この上の区画道路、7 ページの幹線道路、補助幹線道路はこの大江霊仙寺線と同じように、車道は排水性のアスファルト舗装で、歩道は透水性レンガブロックということで計画を考えられているのでしょうか。

(事業者) 幹線道路と補助幹線道路、区画道路につきましては、透水性のアスファルトではなく、通常のアスファルト舗装を行います。12m道路と9m道路の歩道の部分につきましては透水性で、これは、草津市の開発の要件でもそのようになっています。

(委員) そうすると、車道は密粒舗装ということですか。

(事業者) 車道は密粒度で行います。

(委員) 現地を見せていただくと、かなりの部分が水田になっていて道路面よりも結構低い。しかし、最終的には、それに盛土をして、雨水は、図の3 - 6のように流れる。そして、最終的には河川放流ですね。

だから、ポンプアップとするようなところはなく、全部が自然落下という方式ですね。

(事業者) そうです。自然排水です。

(委員) 盛土は60cm平均ということですがけれども、60cm以上のところもあるということですか。

(事業者) はい。6 ページの図面の真ん中付近は、旧の十禅寺川からの進入が入っていますので、この部分については、1.5mぐらいの盛土にはなってきます。

(委員) 盛土はどこからここへ持ってくるのでしょうか。

(事業者) 公共の利用できる土が他の事業で出た場合などは利用させていただきたいとは思っているのですが、その他に関しましてはまだ検討中です。

(委員) 盛土の土ですが、それは基本的には購入ということなのでしょうか、それとも、どこかで出たものを移すということでしょうか。

(事業者) 最近、土壌汚染の問題などが特に厳しく言われておりますので、調査をして、利用できる土があればそれを利用させていただくのですが、まだ、そのへんがしっかりと見極められていないので、これから調整させていただきたいと思っております。

(委員) 盛土の計画量は何 t ぐらいですか。

(事業者) 第1工区で 66,289 m³、第2工区で 73,769 m³、第3工区で 67,742 m³になっています。

(委員) トータル 200,000 m³ ぐらいで膨大な量ですね。土をどこから持ってくるのか、まだ決まっていない、これからということでは済まないのではないかという気がします。

(委員) 13 ページの 3 - 10 図に、切土の部分があります。わずかなように思いますけれども、その体積はどれだけですか。

(事業者) この切土に関しましては、4,000 m³を予定しています。

(委員) 8 ページに大江霊仙寺線の標準断面が示されていますが、この区間だけではなく、ずっとこの標準断面でいくという計画があるのでしょうか。それとも、今回は、この区間だけを考えられているということでしょうか。

(事業者) 駅の周辺の道路に合わせてこういうかたちで考えているのですが、その先の路線や形状につきましては、私どもは、はっきりしたことはまだ分かりません。

(委員) これは駅のほうと同じ仕様でつながっているデザインですか。

(事業者) はい。そうです。

[事業者から環境影響評価の計画について概要説明]

(委員) 環境影響評価の計画について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(委員) 水質について、確認します。調査地点 No. 5 はどこですか。

(事業者) 南笠公民館の横の池です。こちらには流さないのですけれども、流さないことの確認のために No. 5 で取っておいたほうがいいと考えています。

(委員) 予測地点の No. 3 は、流域Aの排水が流れていく影響の評価を行う目的で設定されたところですか。

(事業者) No. 3 は、旧のもう一本の川との合流後ということで設定をしました。

6 - 24 ページの左の上に、水質調査地点 No. 2 地点があります。その上に、堰のようなところがあるのですが、その上流に、計画地の排水が全部入ってきます。

(委員) 11 ページの排水計画では、全ての水が十禅寺川に流れるということでの矢印が描いてあります。この流域Bは、十禅寺川に直接流入するが、流域Aの地区は、新しい大江霊仙寺線の道路より先のところで合流するのですね。

その影響を見るために、この水質調査地点 No. 2 を選定されたという理解でよろしいのでしょうか。

(事業者) はい、そういうことです。

(委員) となると、後の水質調査地点 No. 3、4 はどういう位置付けでしょうか。

(事業者) 琵琶湖までの距離が 2 km ぐらいと、かなり離れています。事業の影響そのものは No. 2 地点で明確にはなってくると思います。それから以降、琵琶湖に出るまでの間につきまして、その影響がどう変わっていくかを見るために、No. 3 と 4 を設定させていただきました。

(委員) それですと、No. 3 と 4 を設定した意味合いが、この土地改変に対する水質への影響予測とは、少し違うように感じます。現状は、排水系統が二手に分かれています。事業地区の中で直接に十禅寺川に入ってくるものと、別の水路を迂回して琵琶湖に近い側で十禅寺川に合流するもの。現状を踏まえた水質調査地点を設定しなければ、土地改変が行われた影響を評価できないのではないかと感じます。

(委員) 先ほど、水環境の水象のところで、いわゆる流出特性の変化のご説明がありました。そのときの説明では、「農地から宅地で防災面からの影響を評価したい」とおっしゃっていました。

琵琶湖ではノンポイント汚染がよく言われています。もともと農地は、雨が降ったときには一次貯留をするという役目で浄化に寄与するといわれている。ところが、今、農用地面積が 93.7% あるところが、今回、土地改変した場合に、宅地が 55.1%、道路が 26.3%、宅地と道路を合わせて 81.4 パーセントが不浸透域面に変化することになると思われます。面源の流入負荷量問題については、琵琶湖でも水質保全計画で非常に問題とされておりますので、防災面以外に水質面からの評価も加えていただきたいと思います。やはり無視できない項目ではないかと考えています。

また、今回、降雨による濁水の調査につきましても、工事中の濁水の SS で濁度を評価されています。しかし、特に農耕地を改変するのですから、これまでに農地には肥料などが多くまかれていますので、窒素、りんが濁水で流れていきます。放流先は、以前、琵琶湖の行動計画でも非常に問題となった三大汚濁地域である中間水路です。その中間水路の特に真ん中の地点は、水の流れが非常に悪くて、たまりやすい場所ということで、それらを改善するために、この 10 年間、滋賀県と国交省が浚渫等の水質保全対策を行ってきたわけですので、そのあたりを視野に入れた工事を計画され、評価をしていただければと思います。

そのときには、必ず、濃度ではなく、琵琶湖に対してどのぐらいの負荷がかかるのかという汚濁負荷量で評価をしていただければと考えます。

(事業者) 今、ご指導がありました点につきまして、この影響評価の中で対応していきたいと考えております。

(委員) 今の質問に関連し、排水系について 11 ページの図で説明していただけますか。雨水排水で 3 ブロックに分けてありますが、その排水は最終的にどこで放流されるのかの説明をお願いしたい。

(事業者) まず、青色の部分は、中央の榊橋までのところで十禅寺川に何箇所か排水されている部分があります。それぞれに矢印が少しずつ入っています。このほか、用水は、この上流に弁天池があり、そこからずっと流れてきている部分があります。

ピンクの部分は、大江霊仙寺線を越えたところの薄い水色の矢印があるところ、ここに全量が排水されています。

茶色の部分は、薄い水色の線が消えてしまっていますが、ピンクの部分の排水の最終放流口のある対面の部分から排水されています。

(委員) そこで全部が合流する。そうすると、元の天井川だったほうには放流せず、全部十禅寺川に放流するのですね。

(事業者) そうです。

(委員) 11 ページの図で、右のほうにメタルアートという会社があります。この脇を J R を越えて水路が流れ込んでいます。この水路はどういう扱いになるのですか。

(事業者) これは、現況で用水路として利用されており、この茶色で塗っている部分より下の農地にも用水として必要ですので、道路側溝を併用したかたちとし、現在と同じように用水としての利用をさせます。

(委員) 開水路ではなく、埋没させるということですか。

(事業者) 開水路です。

(委員) それは図面にはないですね。道も、それを無視して走っていますね。

(事業者) 用水として利用できるようには計画しております。

6 ページの図面で説明しますと、メタルアートから出てきている用水は、榊橋の少し下流の緑の細い部分を横断させまして、図面の一番右上の水色で塗っている部分、ここが現状の用水路になっておりますので、ここへつなげるように計画しております。

(委員) かなり付け替えるということですか。

(事業者) そうです。切り回しは必要になってきますが、用水路として確保します。

(委員) その水路に関しては、ここには、水系としての記載が何もないが、アセス上それは許されるの

ですか。

(事務局) 事務局です。その水路は、この事業地からの排水が入ってくる構造ですか。

(事業者) 雨水も一部入ります。

(事務局) では、一部の排水経路が入ってしまうということですね。そういうことであれば、評価の対象の中には入れ込んでいただいたほうがいいという気がいたします。

(委員) 例えば、年中水を通してはいるのではなく、水田のかんがい時期だけなどに、水が通る用水なのですか。

(事業者) 農繁期に、用水がたくさん流れてくるのですけれども、普段は維持用水程度となっており、国道の山手側の弁天池で調整をして流しています。事業地の中央部分には、草津用水が埋設されておりますが、これも農繁期の利用になります。

(委員) 6 - 19 ページの景観についてです。

「調査事項と調査手法」の景観資源の状況の調査手法に、現地調査が入っていません。古墳があったらというところであり、周辺の状況など、景観資源とは山並みもそうですから、やはり現地での調査を入れていただきたいということです。

他の項目では観測地点や数が明確にされているのですけれども、この景観の部分では、「日常生活において」という※の文章があるだけで、まだ眺望点をきっちりプロットされていないので、少し不安が残るところです。

6 - 44 ページの表の「予測手法」の項目では、眺望景観だけが書かれています。眺望景観の捉え方には、いろいろな考え方があるかと思うのです。ここで言われているように、東海道本線や国道から現地を見るという眺望もあるのですが、現在、川沿いに立ったときには、遠くに山並みがあり、手前に鎮守の森があってという構造的な、周りを見渡すような眺望景観があるのです。おそらく、建物等の構造物等を造ったときに、その計画地内や計画地の端から周辺を見たときの景観という意味での眺望がどのようなかをしかりと考えていかないと、道路をどう見せていくか、川沿いをどう見せていくか、建築計画をどうしていくかなど、そういうことが見えなと思いますので、ぜひ、眺望景観の中に、現地の中のポイントを入れていただきたいと思います。

質問ですが、この計画で、実際に建築物が建っていくのは、10年後ぐらいということによろしいでしょうか。

(事業者) 事業のスケジュールでは、4年後に、第1工区として宅地が完成していく予定です。

景観についてですが、計画地から見える眺望も、ポイントとして検討していきたいと考えております。

まだ資料の調査のみですが、4 - 52 ページに周辺で人が集まるような場所などを簡単に整理しています。この中を回って、景観としてここを見るような場所を眺望地点としていきたいと考えています。

周辺の集落では日常的な景観、それから、計画地付近の眺望地点、そういった景観の地点を追加して

いこうと考えております。

(委員) 地点が何点ぐらいかは、まだ決められていないということですか。

(事業者) はい。地点数はまだ何点とは決めていません。

高さ的にも低いので、見えない箇所もかなりたくさんあるかと思うのですが、具体的に、その計画地の方向を見て、写真で見える、見えない、それから、見えたときに検討すべきかどうかを検討していきたいと考えております。

(委員) 分かりました。

どういう建築の方法で建てるか、建売にする、自由に任せていくかなどは、まだこれからでしょうか。建物の建築は4年後ということだったのですが。

(事業者) 工事が3工区に分かれており、それが1工区ずつ完成していきますので、先ほど申し上げたような年度に、第1段階で家が建つ可能性があるということでございます。具体的には、まだ、正式には決まっています。

(委員) 景観は、草津市さんが決められるようにはなっているようではございますけれども、ここの地域にかかるものが何もないという書き方がされています。全体計画の中では、項目が幾つか挙がっているはずなのですが、景観計画は、草津市にはまだないのですか。

(事業者) 景観計画はあったと記憶しています。

(事務局) 事務局です。草津市さんに確認させていただきましたところ、平成24年10月から景観計画を立てて施行されるという話でございます。ですので、少なくとも、この事業に着手されるときには、その計画はできていることになると思います。

(委員) 分かりました。結論からいくと、ここに建つものをどのようにコントロールしていくかという話ですけれども、今は、この中に、それをどのように入れていったらいいかが見えないのです。もし、例えば、屋根の色をコントロールするなどということであれば、地域周辺のもともとの集落にある色彩などの調査や土の調査、そういうことも必要かと思っておりますので、ご検討いただけたらと思います。

(委員) 大気質のところについて、意見を申し上げます。

6-6ページから、予測手法の内容などが書いてあるのですが、そもそも、ここは宅地開発なので、例えば、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの測定が必要なのか、予測に入っていない調査を入れる必要があるのかということは、事務局とも相談の上検討してください。予測に使わないような調査は、私は、必ずしも必要ではないと思います。

あえて言うのであれば、環境大気については、自排草津局ではなくて、草津局のデータの年間データを参考にさせていただいて、それをバックグラウンドの値として、この事業が、そこにどれだけオンされ

るかとかたちで評価していただくことが望ましいと思います。そこは逆に書き加えていただきたいと考えております。

もし必要であるなら、必要な理由なども書いておけばいいと思いますが、私は、必ずしも必要ではないと思うので、ご検討ください。

加えて言うならば、微小粒子状物質。これは、濃度的には、本当は調べておいたほうがいいのです。まだ予測に使えるだけのものが確立できていない問題があり、微小粒子状物質も予測できないのであれば、調査する必要があると思います。これも、併せてご検討ください。

(委員) 埋蔵文化財についてです。4 - 56 ページの図4 - 1 - 26 の包蔵地の範囲ですが、赤線が実施区域になっています。121、122、123 が全部入っているのですが、その北東側に白い部分があり、これは周知の遺跡ではないということになっているのです。ただ、121、122 の左側の事業区域内で、周知の遺跡ではないところも、例えば、121、122 が西に延びている可能性もあるのですね。これに関しては、草津市教育委員会の判断もあると思うのですが、遺跡とは、このように角張って存在するのではなく、これは、教育委員会が人為的に引いた線ですので、実際には、周知の遺跡で包蔵地ではないところにも遺跡が延びている可能性もあります。ここに試掘は入れられたのですか。

(事業者) はい。区域内の全域で試掘を行いました。白い部分も試掘しております。

実際、この白い部分で、十禅寺川の北野橋の南側からは、確かに古い水路の跡などが出てきております。

全域、160カ所ほどで、試掘調査をしております。

(委員) 例えば、かなり重要なものが出てきたとした場合のご質問です。これは残しておかなければいけないだろうという遺構なりが出てきた場合に、こういう街路の計画は変更可能なのですか。

(事業者) 幹線道路を変えていくのは、なかなか難しいと思うのです。区画道路は変更が可能ですが、全体計画との関係から、幹線道路と補助幹線道路については変更がなかなか難しいのではないかと、そのように思っております。

(委員) しかし、例えば、本当に残さなければいけないとなった場合に、いろいろな手段があると思うのです。それは、市や県の教育委員会との相談だと思うのですけれども、例えば、移すなどです。一番良いのは街路の変更ですが、そういうことも含めて重要なものが出た場合の対処も考えられておいたほうがいいのではないかと思います。

はっきり言って、ここの地区は、ほとんど遺跡なのです。航空写真を見ると、今でも旧河道が見えてしまうのです。対象実施区域の少し左で、田んぼが上から蛇のようにクネクネとなっています。いつの時代の旧河道かは分からないのですが、ここには、琵琶湖に流れていく旧河道がいっぱいあるのですよ。そこに水があるから、弥生時代ぐらいから人が集落を営む。古墳時代に入りますと、対岸で大きな古墳ができる。おそらく、ここには埋没古墳がいっぱいあると思うのです。そういう意味で言うと、地域史を解明するのに非常に重要な地域になるのですね。

そうしますと、遺跡を残すのが一番いいのですけれども、やはり人間は住みよいところに住んでいく

ので、結局、われわれは、常に遺跡の上に生活をしてくるのですね。そうした場合に、ある意味で言うと、文化の伝統などを、こういうニュータウンに取り込んでいくことも考えていただきたいという気がいたします。

実際に掘ってみないと分からないので、これは記録保存でいいという場合もあり、また、何とかしてほしいという場合もあると思うのですけれども、とりあえず本掘して、なるべくその文化財を活用していくかたちで検討していただきたい。それは、できれば街路計画の変更も含めてできるかたちにしていただきたいと考えます。

(委員) 伝承文化は、対象としていなかった環境要素として挙げていただいています。6 - 3 ページで、「伝承文化に関わる祭りや行事は存在しない」ということで対象としておられないのですが、この「祭りや行事」をもう少し広げていただきたい。土地利用は田畑を耕しておられた、そういう聞き取り調査をずっとされておられると思うのですが、このデータ上に挙げていただければと思います。

これ以上、何も出てこないかもしれませんが、60 歳代の区長をされておられるような方と 80 歳代ぐらいのご高齢の村の長老のような方に聞き取り調査をしていただくようお願いします。4 - 56 ページの表 4 - 1 - 40 に伝統行事を記載していただいています。今このように文化財になっているものではなく、事業区域の地域の南笠や野路の旧集落の方にどういうことを聞いたことがあるかなどをまとめていただくようお願いいたします。

(事業者) 聞き取り調査をさせていただこうと思います。

(委員) まだ、ここをどういう住宅地にされるかという具体的な計画はないとおっしゃったのですけれども、実際には、どんな雰囲気の住宅地を想定しておられますか。

(事業者) コンセプトというものは、まだ具体的に、はっきりと決めてはいないのですが、できましたら、草津のビジョンであります「出会いが織りなすふるさと・元気とうるおいのあるまち」、「安全で安心して暮らせるまち」。抽象的なのですが、そのような考え方で進めていきたいと思っております。

(委員) どういうものが建つかを想定しないで、供用後の環境影響調査が可能でしょうか。

(事業者) 具体的には、低層 2 階建ての戸建て住宅ということになります。

(委員) 先ほど、景観の話や水質関係のことを言われていたのですが、浸透水のことを考えるのに、例えば、建ぺい率等、庭、土の面がどれぐらいある住宅地にするのか、緑地協定を作るなど、いろいろありますが、そういうものをはじめから想定している宅地なのかどうかということによって、考え方が全く変わってきます。

全てがほぼ不透水の面で覆われた屋根、駐車場から何から何までという建屋になるのか、水が比較的下に通やすい土の面が存在する住宅地を想定するかによって、評価が全く変わってきます。つまり、評価ができないと言ったのは、そういうことです。工事中のことは、そこそこ評価できると思うのですけれども、供用後のことが全く評価できない状態で、環境影響評価はあり得ないと考えますが、いかが

でしょうか。

(事業者) おっしゃる意味はよく分かりました。その趣旨に基づいて、計画を実施していきたいと思います。

(委員) そこは、県はどうですか。

(事務局) 最大影響を見ていただくことになると思います。

事業者さんが、計画書の手続きの次の調査の段階で、事業の中身を詰めていく。その中で、例えば、区画の中でのそれぞれの宅地のイメージ的なものを作り上げられ、区画の中でコンクリート舗装しないところが一定の割合で残ることになれば、これを踏まえて、地下への雨水浸透の状況をシミュレーションしていただく。もしくは、そのあたりが決まらない場合は、残念ながら、全部をコンクリート舗装した場合を設定して、安全サイドに立って、アセスの手続きをしていただくことにならざるを得ないのではないかと思います。

(委員) 地質的な話ですが、非常に簡単な記載がされていると思います。農地だということで、そのままにされているようなのですが、この下は砂れき層ですか、スクモ層ですか。

(事業者) まだボーリング調査ができていない状態です。

(委員) それに関する記述がないように思ったのです。表面だけではなく、深層がどうなっているか。下のスクモ層がだんだん沈んでいる場所もありましたので、そういうこともしっかりと調査に記載されるべきだと思います。それが1点目です。

2つ目ですが、交通関係の記載が、予測として全くないように思います。自動車保有台数などは出てきたのですが、例えば、自転車保有台数がありません。なぜかと言えば、この距離だと、自転車で出でいかれる人が非常に多いでしょう。ならば、自転車の通行量はどうなっているのか。最初に、老上小学校の学区だとお聞きしたのですが、小学校の通学路はどうなっているのか。十禅寺川の横の細い道があります。B bやアクトへ行くあの道が非常に細く、しかも交通量が非常に増えている。おそらく、この事業地に1,000台の車が来られるとなると、少なからぬ人が、1号線に出るために、あの道を利用されるのではないかと思うのです。近江大橋側の幹線道路はまだ何とかはけると思うのですけれども、こちらの1号線側に出ようとする車に対する影響評価をしっかりとする必要があるのではないかと思うのです。このへんはいかがでしょうか。

(事業者) 交通につきましては、大気汚染や騒音・振動のもとになるものですから、事業地に発生する1,500台程度の車について、沿道へどんな影響があるかを検討します。

(委員) そういう意味ではなくて、渋滞要素です。

(事業者) 渋滞要素につきましては、環境影響評価ではなく、事業の中で検討していくことにいたして

います。

(委員) あえて申させていただければ、環境影響評価とは、事業者さん側が行う自己評価ですので、他人に言われて「ああ、そうですか」みたいにやる評価ではありません。ですので、そのところをしっかりと考えていただくようお願いします。

(事業者) 分かりました。

(委員) つまり、何が起こるかを生活の面だけではなく、全てに関して考慮いただく。だから、先ほどの小学生の通学路は非常に心配です。幹線道路やいろいろな道路を計画される。それは仕方がないのでしょうけれども、それで、実際に、どこが通学路かという想定がちゃんとされているのか、それが保障されているのかということが非常に気になるのです。もちろん、どれだけの小学生が来られるか、それは想定でしかないと思うのですが、やはりアセスメントとしては、そういうことをすべきだろうと思いました。

また、十禅寺川ですが、JRから下手のほうは越流してそこそこ広い河川になっているのですが、JRのところはネックになっています。確かここは県では、緊急かどうかは別にして、改修計画がありますね。そういうことをお聞きになっておられないですか。

(事業者) 確かにJRの下は、僕が聞いている範囲では、その部分については、隣に道路が付いていると思うのですが、その道路の改修ができないと十禅寺川の改修もできないとは聞いています。

以前に事業計画をされて、このように改修しようというところまでは行ったのだけれども、地元の同意が得られないということで、今、それがストップしていることは聞いております。

(委員) どういうところで記載されるかは別にして、そういう状況もしっかりと記載すべき事柄だろうと思います。狼川と十禅寺川のJRの下がネックになっているのは、昔からの有名な話でして、みんな、非常に狭いことは知っており、上であふれる可能性も、今は残されているわけですね。事実はしっかりと記述されるべきだろうという気がします。

景観の点に関して2つのポイントがあります。通常、景観とおっしゃられると昼間の景色ばかりが感じられるのですが、あそこは、夜には真っ暗です。ホテルも飛んでいます。今は分かりませんが、何年前にはいました。それだけ暗い環境です。夜の景観がどうなるかということをしっかりと見られたらいいと思います。

住宅街といえども、少なからぬ照明計画が付くはずですね。これには、照明計画の記載が一切ありませんけれども、当然、防犯的なものは幾らか付けられるでしょう。とすれば、夜の景観がどうなるのか。

もう一つ、景観として忘れてはならないのは、その景色がJRで通う通勤客、通学客からどう見えるかです。住んでいる人だけではなく、いろいろな方々の目から見たときに、どのように見えるか。そういうことも含めて評価されるべきだろうというのが景観の点です。これはお願いします。

最後に、もう一点だけ。今度は、専門の生き物のほうですが、評価をされるときには、植物もそうでしょうけれども、重要な種類、注目すべき種類を常に挙げられます。あその地域には、そんなものはほとんどいないと思うのですが、むしろ普通種、当たり前の種類、当たり前の景色がどうなるかが重要

です。僕はそう思っています。それは、暮らす人の立場に立ったら、おそらくそうだと思います。

きょうは、何種類の鳥を見られましたか。ケリがいた。ツグミがいた。ヒバリが鳴いていた。おそらく、住宅地になったら、これらは全部アウトですね。スズメが微妙なところです。つまり、僕らからすれば、そういう当たり前のように思える景色を本当は保障していただきたい。その全部はなかなか無理だろうけれども、本当はどのようにするのがいいのか。それは、やはり住宅というものを提供する人の気持ちだと思う。それが、最初に聞いた気持ちだったのですね。そここのところがどうなるか。

実は、うちの学生が調べたところでは、あのへんは、チョウチョがかなりいっぱいいるところです。きょう、バスを降りられて、十禅寺川に行く途中に、割合古いお宅が幾つか並んでいた。あのへんは非常にいいところです。けれども、バスを降りたところには、新しい住宅地が並んでいる。雰囲気は全く違いますね。僕は、どちらのタイプの家が造られるのかが非常に心配なところです。後は、草津市さんの意見に従っていただきたいと思うのですが、草津市さんが草津という町をどのようにしたいとおられるのかの一つのターニングポイントかもしれないというのが意見です。

(委員) コンセプトのところ、いろいろとご意見や要望がありました。他にご意見がありますか。

(委員) 各論で、植物のことに關しての意見を何点か言わせていただきます。

まず、6 - 26 ページ図 6 - 2 の動植物調査位置図に、植物相調査、それから、植生調査をするということで、項目が挙がっております。

植物相調査につきましては、こういうところで調査しますということで、丸印を描いていらっしゃるのですが、一般的に、植物相調査とは、一定面積内の全ての植物を書き出していくのが通常の調査方法になります。ですので、この地点だけ、あるいは、この代表的などこかの地点の植物をリストアップするのではなく、この事業地全体に、動物もそうなのですが、一体どのような植物がいたのかを調べていただくことになると思います。それが、〇〇委員がおっしゃっていましたように、身の回りに、どんな植物、どんな生き物がいたかをはっきりとさせることにつながっていきます。

それから、植物社会的方法で調査するとされています。それは、生き物にとって、どんなすみかとなる場所、環境があるのか。草原なのか、刈り取り草原で背の低い草原なのか、それとも、背が高いぼうぼうと茂ったところなのかを、植生調査で群落区分することによって把握していくのです。そして、その把握したものを地図に表すという植生図の作成が出てきます。だから、そこまでを一通りということではやっていただきたいと思っています。

植生図に記すときの植生区分、群落調査したときの群落の区分ですが、通常、森林も交えた事業地の場合ですと、森林を何タイプかに分けて、草原は一括して扱われることが多いのですが、この場合は、どう見ても、水田、放棄された草原、あぜ、小さな古墳の樹林しかありません。その中で、ここで、何か身近で、代表的で典型的な生き物が見つかった、あるいは、万が一、希少な動植物が見つかった、昆虫が見つかったという場合、例えば、それを回避する、低減するという措置を取ろうとするときに、普通は、どんな草原がいいのかが気になってくるのです。そのときに、単に、畦畔の草原というようにまとめてしまっていると、どう対処していいかが分からないのですが、例えば、「このへんに、よく刈り取られた芝生があったよ」、あるいは、「少し伸びた 50 cm ぐらいのチガヤの草原があったよ」というかたちで記しておいていただきますと、どこに着目すればいいか、どれを利用して、例えば、公園のところに再生していくことができるかといった将来への展望にも、小さいながらつながっていきますので、

特に外来植物は問いませんが、少なくとも、在来の刈り取り草原ぐらいについては、実際何タイプかあったので、何タイプかに分けて区分しておいていただきたいなと思います。

ここを空中写真で見ますと、たぶん、区画整理が行われていない、割とほ場整備の影響を受けていない、安定した、在来の生き物の多い田んぼだというのが見て取れます。非常によく刈り込まれて維持された芝生やチガヤだとか、いろいろな在来の植物があり、外来植物が少ないのが特徴なのですね。ですので、例えば、そういった草を公園に利用していくなどということも、どんなまちづくりをされるかとも関わってきますが、将来に結び付いてきますので、そのへんも視野に入れて調査していただきたいと思います。

(事業者) ご指導ありがとうございました。参考にして調査したいと考えております。

(委員) 私も、動物の調査の各論で、いろいろご指摘させていただきます。

6 - 15 ページの動物の調査内容の表で、調査地域・地点に、定点観察とルートセンサスの2つの観察方法が書かれています。図の6 - 2には、ラインセンサスと動植物踏査ルートとなっています。

ご存じのように、ルートセンサス法というものではなく、ラインセンサス法です。さきほどラインセンサスは、十禅寺川に沿って水生の昆虫等を調査するとおっしゃられました。だから、調査手法とそれをどこで行うかということが合致していません。

〇〇委員がおっしゃられたように、確かに、ここでは、非常に希少な珍しい種はいないと思うのですが、それでも、動物相、例えば鳥類相であるとか、哺乳類相を調べるのが目的であれば、定点観察はそれほど適していません。ラインセンサスを環境の異なるところできちんと行うことが重要になってくると思います。

また、調査法に任意観察法というものがありますが、好きなように好きなときにやるのではなく、ラインセンサスを十禅寺川沿いとこの田畑のところで2カ所、最初にきちんと場所を押さえておいて実施する。そして、鳥類相、哺乳類相を把握することが大切だと思います。

それから、哺乳類に関しては、調査を1回しかしないとなっていますが、元々、哺乳類は目撃するチャンスが非常に少ないのに、1回だけだと、全く出合わないことになると思います。このように開けた同じような環境が広がっている場所ですから、鳥類調査をやるときに、哺乳類のことも同時に確認することで精度を高めることが肝要かと思います。

また、鳥類に関しては、調査時期が夏と冬になっていますが、やはり春から夏の繁殖期に実施するとともに対象地の環境は冬鳥がよく利用する環境なので冬季にもすべきだと思います。

今、申しましたことをきちんと整理して、図6 - 2の調査場所と整合性を持たせていただきたいと思います。

(事業者) わかりました。

(委員) 〇〇委員の質問と関係がありますが、地盤についてです。

きょう、現地で、「このあたりの地下水の水位は、地表からどれぐらいですか」ということをお聞きしたのですが、「まだボーリング調査等をやっていないので分からない」ということでした。

昨年の大きな地震災害は、かなり離れたところでも、海に面したところ、あるいは湖に面したところ

では、宅地についても地盤の液状化が大変問題になりました。琵琶湖の平均水位とあそこの地表の高さの差はどれだけかをご存じでしょうか。そういうことも関係します。先ほどの地盤、地下の層がどうい
う堆積層なのかももちろん重要なのですが、そのへんを含めて、供用後のことも、広い意味の環境アセ
スの中に、きちんと考慮したというように持って行っていただきたいと思いますので、これから、もう
少し深く、いろいろと自覚しながら調べていただきたいと思います。

(事業者) ボーリングデータ等、調査の下に、ご指摘のことを考慮していきたいと思います。

(委員) 素人質問ですけれども、6 - 24 ページの6 - 1を見ると、大気質、騒音・振動で、地点を決め
られています。例えば、騒音・振動調査地点のNo. 2を橋のところに持っていつているのですが、こ
れを保育園のところに持っていかない理由が何かあるのですか。

例えば、南笠公民館は、いろいろな地点を入れています。地点の選定は、それなりの理由を付けてや
られていると思うのですが、特に大気質や降下ばいじんなどになると、子どもたちがいる保育
園の近くなどで調査されたほうがいいのかという素人の考えなのですか、どうなのでしょう。

(事業者) 連続測定する地点につきましては、まず、その機械を安全に置いておけるかどうかといつた
点を考えて、セットしました。基本的には、どちらの方向の風が吹いてくることもありますので、各辺
に大体1点ずつを配置するように考えております。

それから、計画の影響が最大限に出るであろう付近。1号線に出るときに通る場所として、例えば、
南笠の公民館付近。その反対側には、工事中に搬入車等が入ってくるNo. 1の地点といつた、この計画
による影響がある地点を考えています。

それから、大気については、どちらの風が吹いても、どこかで拾えるかたちで配置しました。

確かに、保育園に置ければ、保育園のほうが神社よりはいいかもしれません。

(委員) 一度検討していただきたい。

(委員) 6 - 7 ページの表6 - 8です。粉じん等の項目で、裸地の出現による影響を評価予測するとあ
るのですが、よそから土砂を持ってきて風が吹くと土ぼこりがまって、周りへの影響が心配されるので
すが、これに対する評価をされるのか。それから、対策を考えておられるのか。

(事業者) 工事中のダンプトラック等については、土砂が付くので、出入り口で洗浄する。それから、
乾燥の状況によっては道に散水するなど、そういうことは必ず必要になってくると考えております。

(委員) 散水をする前提で評価される。そういうことですか。

(事業者) もちろんそうです。それから、付近の道路の清掃を行うことになると思います。

(委員) 他にご質問もないようですので、これもちまして、本日の審査会を終了させていただきます。